

別表（第4条関係）

区分	事業の内容	事業の要件	対象経費	補助率 (額)
業務効率化・生産性向上	宿泊事業者等がデジタル技術を活用して実施する宿泊施設の生産性向上に向けた取組であって、従業員の離職防止や人手不足の解消に資するものを行う事業		システム導入費及びそれに係る機器等購入費、機器設置費用、委託料、工事請負費等とし、一施設当たり 20 万円を下限、300 万円を上限とする。ただし、次に掲げる経費を除く。 (1) 既に実施している事業に係る経費 (2) 補助事業と同一の事業にて、他の助成制度による財政的支援を受けた事業、又は受ける見込みのある事業（静岡県が行う「宿泊業の経営力基盤強化事業費補助金」及び市長が認める場合は除く。） (3) その他デジタル技術の活用として適当と認められない事業に係る経費	補助対象経費の1/4を上限とする。
従業員宿舍施設の更新	宿泊事業者が既存の従業員宿舍施設を解体し、新たな従業員宿舍施設を整備する取組であって、従業員の離職防止や人手不足の解消に資するものを行う事業	固定資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）による耐用年数を経過し、又は損傷、老朽化が激しく、建て替えが必要と認められる従業員宿舍施設であって、現に従業員が入居しているものを所有していること	従業員宿舍施設の更新工事に係る工事請負費及びその他事業の実施に必要なと市長が認める経費とし、一戸当たり 800 万円かつ1事業者当たり 8,000 万円を上限とする。ただし、次に掲げる経費を除く。 (1) 既に実施している事業に係る経費 (2) 補助事業と同一の事業にて、他の助成制度による財政的支援を受けた事業、又は受ける見込みのある事業（静岡県が行う「宿泊業の経営力基盤強化事業費補助金」及び市長が認める場合は除く。） (3) その他従業員宿舍施設の整備として適当と認められない事業に係る経費	補助対象経費の1/4を上限とする。
従業員宿舍施設の改修	宿泊事業者等が従業員宿舍施設の居住環境設備を改装する取組であって、従業員の離職防止や人手不足の解消に資するものを行う事業	(1) 対象施設が築20年を超過し、かつ、直近3年以内にリフォーム等の内装改修を行った居室でないこと (2) 次のいずれかの工事を含むこと ア 浴室改修 イ トイレ改修 ウ キッチン改修 エ Wi-Fi整備 (ルーター設置のみの工事を除く。)	従業員宿舍施設の改修工事に係る役務費、工事請負費、設計に係る委託料、その他事業の実施に必要なと市長が認める経費とし、1戸当たり 40 万円を下限、100 万円を上限、かつ、1事業者当たり 1,000 万円を上限とする。ただし、次に掲げる経費を除く。 (1) 既に実施している事業に係る経費 (2) 補助事業と同一の事業にて、他の助成制度による財政的支援を受けた事業、又は受ける見込みのある事業（静岡県が行う「宿泊業の経営力基盤強化事業費補助金」及び市長が認める場合は除く。） (3) その他従業員宿舍施設の改修として適当と認められない事業に係る経費	補助対象経費の1/4を上限とする。